

## 報告第3号

専決処分事項の報告について（愛西市水道事業給水条例及び愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市水道事業給水条例及び愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### \* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要性が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。



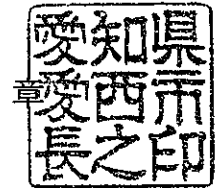
専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
愛西市水道事業給水条例及び愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び  
資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について、専決処分する。

令和6年1月12日

愛西市長 日 永 貴



愛西市水道事業給水条例及び愛西市水道事業布設工事監督者の  
配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する  
条例の一部を改正する条例

(愛西市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 愛西市水道事業給水条例（平成17年愛西市条例第141号）の  
一部を次のように改正する。

第8条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第48条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条  
第3号中「第21条第1項」を「第22条第1項」に、「第22条第1項」  
を「第23条第1項」に、「第2項」を「同条第2項」に改める。

(愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技  
術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道  
技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年愛西市条例第3号）の  
一部を次のように改正する。

第4条第2号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1  
号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第  
4号」を「同条第4号」に改め、同条第4号中「前条第1項第1号」を  
「前条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」  
を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同条第6  
号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。